

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
令和5年4月18日

(1) 小型いか釣り漁業（あかいか）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（あかいか）	4	10ト未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度4.665分、東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年以内	11	加賀羽咋小木

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者  
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年4月18日から令和5年4月24日まで

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
令和5年4月18日

(2) たこつぼ漁業

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	20	5トン未満	定めなし	次のア・イ・ウ・エの各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた石川県沖合海域とする。ただし、共同漁業権区域内を除く。 ア 基点第72号（羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との境界に設置した標柱） イ ア点から263度2,020メートルの点 ウ 羽咋郡志賀町弁天島南端から240度4,040メートルの点 エ 羽咋郡志賀町弁天島南端	6月1日から8月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋郡志賀町安部屋から赤住までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	0	志賀

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者  
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年4月18日から令和5年5月17日まで

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び  
 石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
 令和5年4月18日

(3) はえ縄漁業（すけそうだら）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
はえ縄漁業	はえ縄漁業（すけそうだら）	3	10トン未満	定めなし	石川県珠洲市禄剛埼灯台（北緯37度31.743分、東経137度19.595分）90.0度の線以南で水深200m以深の石川県沖合海域とする。	6月1日から8月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※ (2) 富山県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年以内	富山県

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和5年4月18日から令和5年5月17日まで